

レクリエーション補助 請求の手引き

レクリエーション補助事業は、文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設等の利用又は自己啓発のために講座等を受講した場合、補助を行い、会員の健康増進や元気回復を図り、勤務能率向上を目的としています。

補 助 額 : 3,000円

補助対象期間 : 対象年度の4月1日～対象年度の2月末日

請 求 期 間 : 対象年度の5月1日～対象年度の3月15日
(必着)

問合せ先

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階
一般財団法人埼玉県教職員互助会
(教育局福利課貸付・ライフプラン担当)

電 話 048-830-6701

FAX 048-824-2638

一般財団法人埼玉県教職員互助会

令和6年4月版